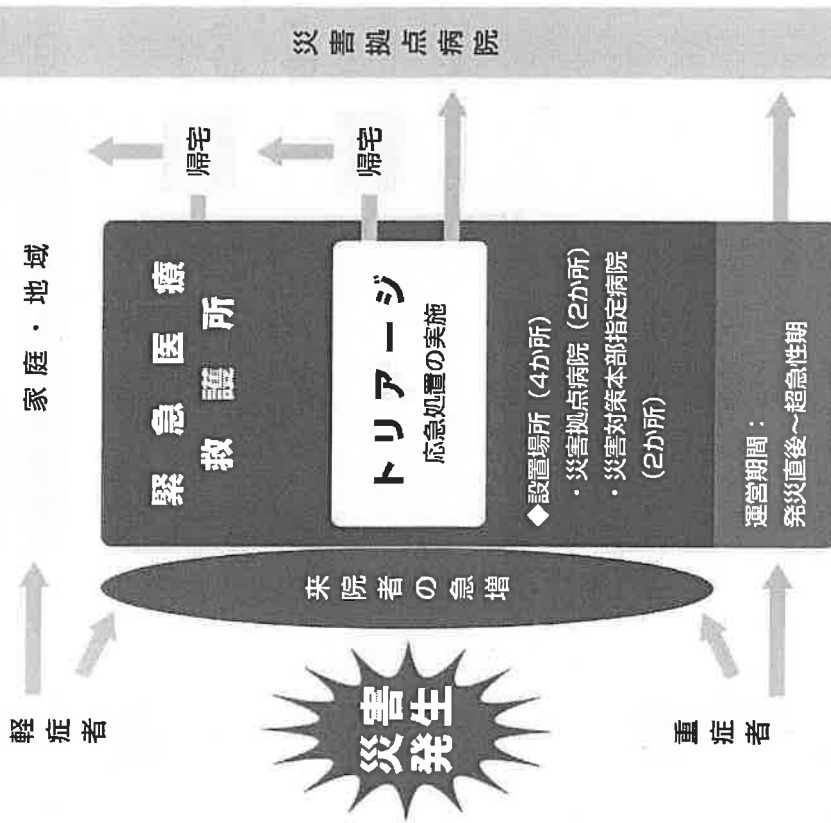


多摩市医師会 災害医療マニュアル

多摩市医師会災害医療委員会

2019年10月



災害時の病院の位置づけ

- ・災害拠点病院 : 多摩南部地域病院
 日本医科大学多摩永山病院
- ・災害拠点連携病院 (相当) : 厚生荘病院 桜ヶ丘記念病院
- ・災害医療支援病院 (相当) : 天本病院 聖ヶ丘病院
 多摩中央病院 島田療育センター

災害時の限られた医療資源を有効に活用し、重症者を円滑に受入れるための医療機関の役割分担

1) 多摩市医師会医療救護班の編成

緊急医療救護所を中心に4班構成とする。

緊急医療救護所	班名
日本医科大学多摩永山病院	永山班
多摩南部地域病院	南部班
厚生荘病院	厚生荘班
桜ヶ丘記念病院	桜ヶ丘記念班

- ・各班は班長を1名定める。班長は各班の指揮をとるとともに、病院内災害医療対策本部との連絡を密にし、医療救護班と病院との連携が円滑に行われるよう努める。
- ・永山班、南部班は緊急医療救護所で一次トリアージ (START法) 及び軽症、中等症の一部の治療を担当する。
- ・厚生荘班、桜ヶ丘記念班は緊急医療救護所で一次トリアージ (START法)、及び軽症、中等症の一部の治療を担当する。また、搬送の必要な重症傷病者の二次トリアージ (PAT法) 及び災害拠点病院への搬送業務を行う。

3 トリアージ

2) 多摩市災害医療コーディネーター

(ア) 役割

- ①市が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。
- ②平時から、区市町村の医療連携体制に関する医学的助言を行う。
- ③医療救護活動拠点における「区市町村連絡調整会議」の医療に関わる中心的な役割を担うほか、地域災害医療コーディネーターや圏域内の区市町村コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。

(イ) 具体的な職務

- 多摩市災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、市災害対策本部に参集し、地域における次の職務に関する統括・調整を行うための医学的助言を行う。
- ①医療救護班の活動に関すること
 - ②医療情報の収集提供に関すること
 - ③収容先医療機関の確保に関すること
 - ④東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
 - ⑤その他医療救護に関すること

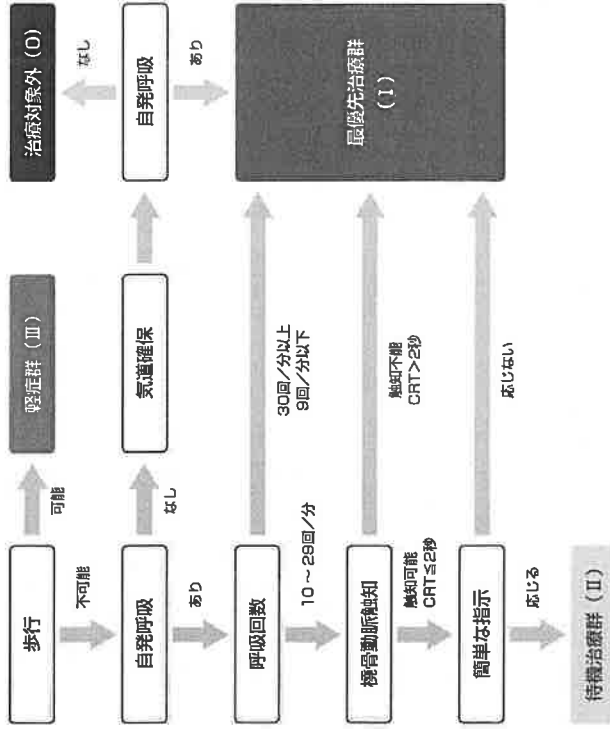
3) 多摩市医師会

多摩市医師会館を拠点に、多摩市医師会事務長を中心として会員の安否確認、診療所の被災状況などの情報を収集し多摩市災害医療コーディネーターへ報告する。また多摩市医師会員へ情報を提供する。

トリアージとは医療資源が制約される中で、1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うために、緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めることである。

START (Simple Triage Rapid Treatment) 法

START法
 傷病者の数が多い場合に対応できるよう、判定基準をできるだけ客観的かつ簡素にしたトリアージ法。1人の傷病者を30秒程度で判定する。まず歩行→呼吸→循環→意識の確認を行う。



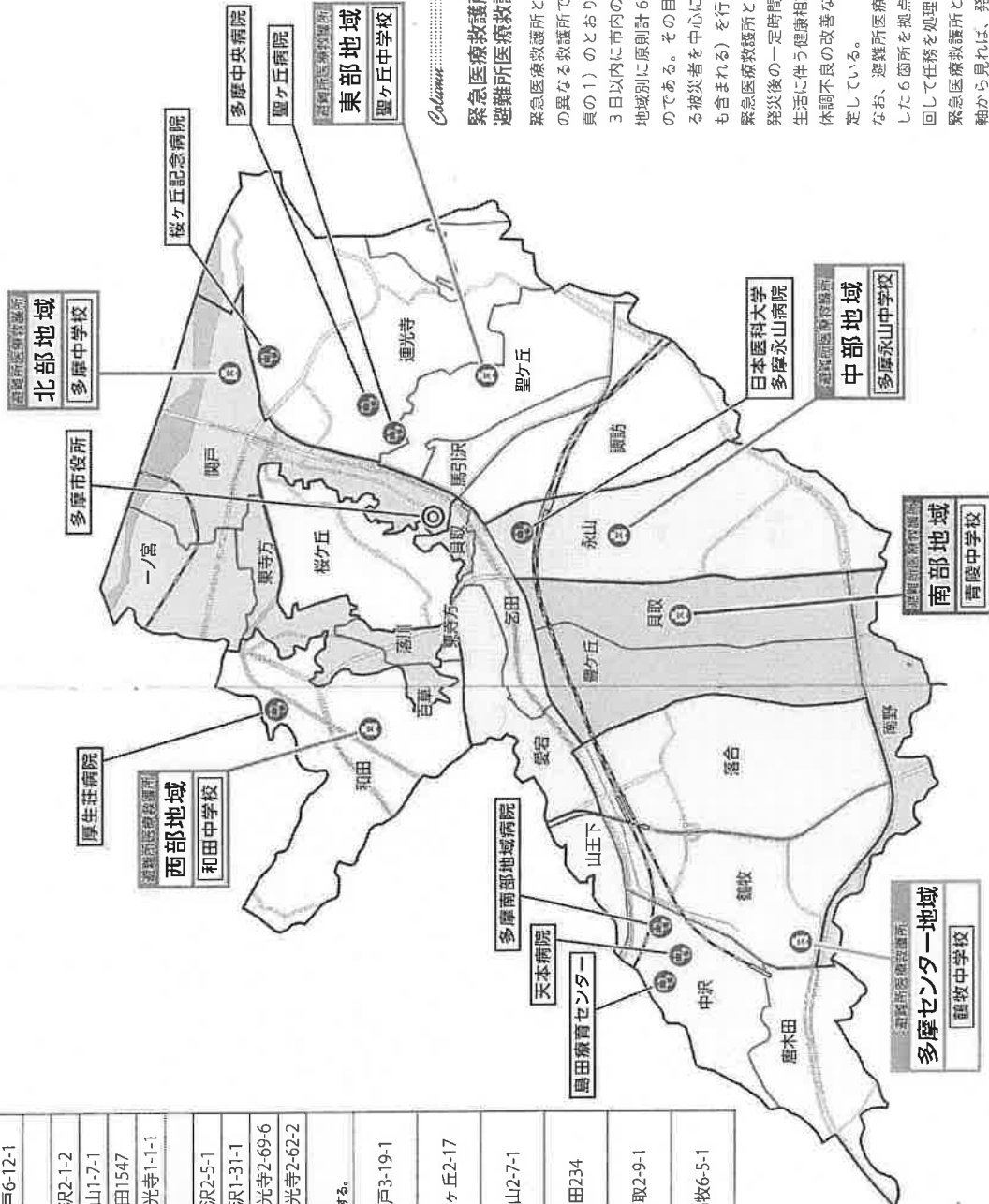
Column

毛細血管再充満時間capillary refilling time (CRT) とは？

手指の爪を5秒間圧迫しパットを離してから色が元に戻るまでの時間により判定され、その時間が2秒以下であれば正常である。※昨今は脈拍触知が中心となりつつある。

4 多摩市災害行動マップ

災害対策本部	多摩市関戸6-12-1
緊急医療救護所	
多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1
厚生荘病院	多摩市和田1547
桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺1-1-1
災害医療支援病院	
天本病院	多摩市中沢2-5-1
島田療育センター	多摩市中沢1-31-1
聖ヶ丘病院	多摩市連光寺2-69-6
多摩中央病院	多摩市連光寺2-62-2
避難所医療救護所	
<small>急性情形(72時間以内)は、以下の6か所に避難所医療救護所を設置する。</small>	
北部地域 一ノ宮・百草・落川・関戸・東寺方(3丁目を除く)	多摩市関戸3-19-1 多摩中学校
東部地域 連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・調訪	多摩市聖ヶ丘2-17 聖ヶ丘中学校
中部地域 永山・愛宕・芝田・貝取(1〜5丁目を除く)	多摩市永山2-7-1 多摩永山中学校
西部地域 和田・桜ヶ丘・東寺方3丁目	多摩市和田234 和田中学校
南部地域 貝取1〜5丁目・聖ヶ丘・南野	多摩市貝取2-9-1 青陵中学校
多摩センター地域 箱合・鶴牧・木田・山中沢・山王下	多摩市鶴牧6-5-1 鶴牧中学校



緊急医療救護所と避難所医療救護所の差異

緊急医療救護所と避難所医療救護所は、目的の異なる救護所である。前者の目的等は、前頁の1)のとおり。一方で後者は、発災から3日以内に市内の地域包括支援センター担当地域別に原則計6箇所の中学校に設置するものである。その目的は、避難所へ避難している被災者を中心に医療的行為(健康相談なども含まれる)を行うものである。

緊急医療救護所と異なり避難所医療救護所は、発災後の一定時間経過後に設置され、避難所生活に伴う健康相談、公衆衛生、病気が予防、体調不良の改善などを主として扱うものと思定している。

なお、避難所医療救護所の運営形態は、前述した6箇所を拠点としながらも各避難所を巡回して任務を処理するものと想定している。緊急医療救護所と避難所医療救護所は、時間軸から見れば、発災初期では緊急医療救護所が立ち上がり、緊急医療救護所が解散した後、避難所医療救護所の設置運営(巡回)を行う。